★政治倫理結果報告について

次のとおり政治倫理審査が行われました。

審査請求年月日

平成 27 年 1 月 20 日(火)

請求者

·議員 小澤眞 ·議員 山本美正 ·議員 鈴木孝昌

審査を求める議員の氏名

国田正己 議員

遵守義務違反の内容

国田議員が都留市民に対して挨拶状を送付した行為は、公職選挙法に違反する疑いがある。

(都留市議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号)

政治倫理審査会委員

委員長小林義孝副委員長小林歳男委員小俣武小俣義之庄司

開催日時

第1回 平成27年2月3日11時~

第2回 平成27年2月12日 10時~

第3回 平成27年2月19日 10時~

第4回 平成27年2月24日 15時30分~

第5回 平成27年3月6日 10時~

審査の結果

別紙のとおり(審査結果 PDF)

都留市議会議員政治倫理審査会報告書

平成27年3月18日

都留市議会議長 杉本 光男 様

都留市議会議員政治倫理審査会 委員長 小林 義孝 ⑩

本審査会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので都留市議会 議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき報告します。

審査請求対象議員	国田正己
審査の結果	都留市議会政治倫理条例第3条第1号中、「議員の品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」と規定する政治倫理基準の遵守義務違反と認め、同条例第9条第3項第1号に規定する「議場における議長の注意」の措置とすることが適当である。
理由	4期(16年)の経験及び議会改革特別委員委員長という要職にありながら、政治倫理基準の遵守義務違反は極めて重大なことである。しかし、自ら議会改革特別委員会委員長、常任委員会委員長等の要職を辞するなど、条例第9条第3項第3号に規定する措置を自ら課していることから、採決により上記の審査結果に至った。
備考	審査の過程では、公職選挙法第129条、政治資金規制法第9条への抵触について言及があったが、抵触する、しないについて議会が審査するものでなく、挨拶状を選挙区内の人に送付した審査請求の事件についての審査とした。